官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○受入事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（厚生労働三四一）　一
○送出事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（同三四二）　四
○送出労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針の一部を改正する件（同三四三）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
令和七事業年度全国健康保険協会の財務諸表、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一
会社その他
会社決算公告　一

法規的告示

○厚生労働省告示第三百四十一号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の十二の規定に基づき、受入事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百五十七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年九月十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎